

東海市スマート行政BPR支援委託業務 プロポーザル実施要領

令和8年（2026年）4月

東海市

企画部 デジタル推進課

目次

第1章 提案依頼概要	1
1 目的	1
2 業務名	1
3 本市の抱える主な課題	1
4 対象業務範囲	2
5 業務内容と契約期間	2
6 提案に関する費用負担	2
第2章 プロポーザルに関する事項	3
1 参加資格	3
2 優先交渉者の審査の流れ	3
3 選定スケジュール（予定）	4
4 参加表明書等の提出	4
5 質疑および回答	5
6 企画提案書等の提出	5
7 企画提案書等の作成	6
8 提案上限額	6
9 企画提案書等疑義事項ヒアリング	7
10 優先交渉者等の選定方法	7
11 契約	7
12 プロポーザル参加に際しての留意事項	8

第1章 提案依頼概要

1 目的

東海市（以下、「本市」という。）では、「東海市デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針」に基づき、デジタル技術を活用して市民サービスの向上と業務の効率化を進めているところだが、内部行政事務についてはまだ紙による決裁を原則としており、行政事務の効率化はもとよりペーパーレス化やテレワークへの対応が進んでいない現状がある。このことから、業務の効率化を主な目的とした電子決裁を基盤とした内部行政事務のデジタル化を図る予定である。

デジタル化を図るうえで、既存業務の見直しや業務改善を併せて実施することにより、デジタル技術の導入効果を最大限享受することを目的として、BPRに取り組むものである。

2 業務名

東海市スマート行政BPR支援委託業務（以下、「本業務」という。）

3 本市の抱える主な課題

- (1) 紙決裁による運用が長く続いたことから、紙面ありきでの決裁ルールとなっている。
- (2) 紙決裁を前提とした中での確実な事務の遂行を意識した運用としていることから、電子化等による確実性の担保や事務の効率化がなされていない。
- (3) 他自治体の事務との比較検討が進んでいないことから、本市独自のルールや解釈で事務が遂行されているところがある。
- (4) 事務の効率化や不要な事務の削減といった観点での事務の見直しが進んでいない。
- (5) 職員アンケートの結果、業務改善の意識が高い職員が多いが、普段の業務の多忙さを主な原因として、改善への取り組みが進んでいない。
- (6) 予算執行業務や契約業務等を行う組織体制が、他自治体と異なることにより余分な業務等が発生しているところがある（本BPRにより組織改正まで行う予定はないため注意すること。）。

4 対象業務範囲

内部事務を対象業務範囲とする。

特に下記の事務についてのB P R支援を予定する。

- (1) 財務会計事務
- (2) 契約管理事務
- (3) 検査事務

5 業務内容と契約期間

【別紙 001】東海市スマート行政B P R支援委託業務仕様書のとおり

6 提案に関する費用負担

提案書等提出物の作成、提出、プレゼンテーション、デモンストレーション等に関する経費は、提案者の負担とする。

第2章 プロポーザルに関する事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、「【様式1】参加表明書」の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- ✓ 東海市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは現時点では登録がないものの、本件調達開始前までに登録することを検討していること。
- ✓ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ✓ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ✓ 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ✓ 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ✓ 本件に伴い、東海市が提供する資料及び質問回答の内容は、本件作業以外には使用しないこと。

2 優先交渉者の審査の流れ

(1) 審査

企画提案書及び見積書等による書類審査を行う。

(2) 企画提案書等疑義事項ヒアリング

提出のあった企画提案書及び見積書等に疑義が生じたとき、または疑義が生じる可能性がある場合、必要に応じヒアリングを行う。

3 選定スケジュール（予定）

(1) 質疑書の受付期限

期日：令和8年（2026年）5月1日（金）午後5時まで

方法：郵送または電子メール（digital@city.tokai.lg.jp）（以下、省略。）

(2) 質疑書に対する回答期限

期日：令和8年（2026年）5月11日（月）

方法：電子メール

(3) 参加表明書提出期限

期日：令和8年（2026年）5月15日（金）午後5時まで

方法：郵送または電子メール

(4) 企画提案書等提出期限

期日：令和8年（2026年）5月22日（金）午後1時まで

方法：デジタル推進課（3階）持参

(5) 企画提案書等疑義事項ヒアリング

期日：令和8年（2026年）5月25日（月）から28日（月）までのいずれか

方法：東海市役所にて対面で実施

(6) 最終審査結果通知

期日：令和8年（2026年）6月上旬

方法：郵送及び電子メール

(7) 仕様書等の調整

期日：令和8年（2026年）6月上旬頃

(8) 契約

期日：令和8年（2026年）6月中旬頃

4 参加表明書等の提出

(1) 提出期間

令和8年（2026年）5月15日（水）午後5時まで

(2) 提出場所・方法

デジタル推進課へ参加表明書等を郵送、または電子メールにて提出すること。

(3) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- 【様式1】参加表明書
- 【様式2】会社概要書

(4) 参加辞退

参加表明書を提出した後に、参加を辞退する場合は辞退内容を記載した書面を提出すること。

5 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式3】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 質疑書の提出

ア 提出期間

5月1日（金）午後5時まで

イ 提出場所・方法

デジタル推進課へ電子メールにて提出すること。

なお、件名は「東海市スマート行政BPR支援委託業務質疑」とすること。

(2) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加表明書を提出した者全員に対して、令和8年（2026年）5月11日（月）までに随時、電子メールにて回答する。また、本業務に関係のない質問については回答しない。

6 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1社1案とする。

(1) 提出書類

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提案は1社1案とする。

提出書類
【様式4】企画提案書の提出について
【様式任意】企画提案書
【様式任意】独自提案
【様式5】実績一覧
【様式6】見積書
【様式任意】見積書明細

※原本（社印・代表者印を押印したもの）をスキャンし提出すること

※「【様式任意】追加提案」は必須ではないため、該当がなければ提出不要。

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和8年（2026年）5月22日（金）午後5時まで

イ 提出場所

デジタル推進課へ電子データで提出すること。

ウ 提出方法

メール等電子データで提出するものとし、午前9時から午後5時までの間で受け付ける。

7 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書等の作成

【別添2】企画提案書等作成要領に基づき作成すること。

(2) 見積書の作成

【別添2】企画提案書等作成要領に基づき作成すること。

8 提案上限額

上限額を超える提案については失格とする。

消費税および地方消費税を抜いた金額の上限額であるが、この金額での契約を保証するものではない。また、「独自提案」に対する見積額は下記上限額に含めるものとする。

6,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

9 企画提案書等疑義事項ヒアリング

提出された企画提案書や見積書等に疑義が生じたとき、または疑義が生じる可能性がある場合、必要に応じヒアリングを行うため協力すること。

なお、疑義がない場合ヒアリングは実施しないものとし、ヒアリングの有無は審査には影響しないものとする。

(1) 時間

30分から1時間程度

(2) 参加者

基本的に参加者は5名までとする。これを超える場合は、事前に連絡すること。

(3) ヒアリング環境について

ヒアリングは原則として企画提案書等提出書類をもとに行うものとする。

(4) 録音等について

ヒアリング内容について、必要に応じ東海市が録音し、審査の際に用いるものとする。

10 優先交渉者等の選定方法

(1) 審査（書類審査）

東海市スマート行政BPR支援委託業務プロポーザル審査委員会の審査委員が、提案書類等による審査を実施する。ヒアリングを実施した場合はヒアリング内容を踏まえたうえで審査を行う。

(2) 選定基準

項目及び配点については、「【別添4】選定基準」のとおりとし、これにより優先交渉者及び次点者を決定するものとする。

(3) 審査結果

参加したすべての者に、審査ごとに文書で結果を通知する。ただし、評価内容の詳細については公表しないものとする。

11 契約

(1) 契約の締結

優先交渉者を決定後、提案内容に基づいて協議・交渉を行い、仕様を決定し、

予算執行手続きを行う。契約については、東海市と提案者との直接契約とする。

当該契約を令和8年（2026年）6月中旬頃までには締結する予定である。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

(3) 契約交渉

契約交渉にあたっては、参加者が提案した内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて東海市と提案者による協議等を行ったうえ、決定するものとする。

(4) 契約条項等

別に定める契約書のほか、東海市契約規則等の定めるところによる。

(5) 契約期間

「第1章5業務内容と契約方法」のとおりとする。

1.2 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- ✓ 参加表明書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- ✓ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ✓ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ✓ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ✓ 優先交渉者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ✓ 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え、および再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が

複製を作成することがある。

エ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

オ 提出された書類は東海市情報公開条例、および東海市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

カ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

東海市 企画部 デジタル推進課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

(Tel) 052-613-7582

(Fax) 052-603-8803

(e-mail) digital@city.tokai.lg.jp